

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な考え方

(1) いじめ問題に対する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、不登校や自殺などを引き起こす背景ともなる深刻な問題である。また、最近のインターネットを介した「ネット上のいじめ」は、いじめを一層複雑化、潜在化させている。

いじめの問題は、学校が一丸となって組織的に取り組むことを第一義とし、家庭、地域、及び関係機関等の協力を得ながら、社会総がかりで対峙することが必要である。また、いじめ問題の解決には、生徒に「いじめを絶対に許さない」という意識と態度を育てることが大切である。

本校においては、学校教育目標の中に掲げる健やかな体、豊かな心を育み、「ふるさと大東を愛し、主体的に考え、心豊かに心身を鍛える」生徒の育成をめざし、いじめを生まない環境を築くとともに、すべての生徒が生き生きとした学校生活を送ることができるよう教育活動を推進する。そのために、校長のリーダーシップのもと、全教職員がいじめ問題に対する感性を高め、組織的にいじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組む。

(2) いじめの定義…いじめ防止対策推進法（H25）

「いじめ」とは、生徒に対して、本校に在籍しているなど当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通して行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

(3) いじめの基本認識

- ① いじめは、人権侵害であり、いかなる理由があっても許される行為ではない。
- ② いじめは、人間関係のトラブルを機序としているため、いじめられた側及びいじめた側の両方の生徒、並びにそれを取り巻く集団等に対し、適切な指導と支援が必要である。
- ③ いじめは、教師の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ④ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑤ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。
- ⑥ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触することがある。

2 いじめの未然防止のための取組

(1) 教職員による指導について

- ① 学級や学年、学校が生徒の心の居場所となるよう配慮し、安心・安全な学校生活を保障するとともに、生徒が互いのことを認め合ったり、心のつながりを感じたりする「絆づくり」に取り組む。
- ② 自己有用感や自尊感情を育むため、生徒一人一人が活躍し、認められる場のある教育活動を推進する。
- ③ すべての教師がわかりやすい授業を心がけ、基礎基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感をもたせる。
- ④ 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人関係能力を養うため、全ての教育活動を通じて、道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ⑤ いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発、その他必要な処置として、道徳、学級活動等の充実に努める。
- ⑥ 保護者、地域住民及びその他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資す

る生徒が自主的に行う生徒会活動に対する支援を行う。

(2) 生徒に培う力とその取組

- ① 自分も他人も共にかけがえのない命を与えられ、生きていることを理解し、他者に対して温かい態度で接することができる思いやりの心を育む。
- ② 学級活動や生徒会活動などの場を活用して、生徒自身がいじめの問題の解決に向けてどう関わったらよいかを考え、主体的に取り組もうとする力を育む。
- ③ 学級の諸問題について話し合っ解決する活動を通し、望ましい人間関係や社会参画の態度を育てるとともに、違いや多様性を越えて合意形成をする言語能力の育成を図る。
- ④ 「心とからだの健康観察」や「Q U」を活用した心のサポート等を通して、生徒一人一人のセルフケアやストレスマネジメントの力を高める。

(3) いじめの防止等の対策のための組織

本校は、いじめ問題への対応および防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を設置する。

- ① 構成員（イは必要に応じて招集。ウは勤務日の開催を基本とする）

ア 校長、副校長、生徒指導主事、学年主任、担任
イ 教務主任、養護教諭、特別支援コーディネーター、学年生徒指導担当
ウ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー（外部専門家として）

② 取組内容

- ア いじめ防止基本方針の策定、年間指導計画の作成（道德教育との関連）
イ いじめにかかわる研修会等の企画・立案・運営
ウ いじめ未然防止および早期発見の取り組み、および発生時の適切な対応
エ 生活等のアンケート及び教育相談の実施後の集約及び報告（学級、学年の状況把握報告）
オ いじめ防止にかかる生徒の主体的な取組活動の推進・支援

③ 開催時期等

- ア 「生徒指導定例会議」…毎月の職員会議
・ 各学年からのいじめ防止等の情報交換を行う。
・ いじめ未然防止取組や早期発見に努め、学年間の連携を強化する。
イ 「生徒を語る会（いじめ対策関係）」…毎学期、随時
・ 毎学期末に、アの情報交換定例会等の取組、学年学級での取組や生徒の情報を全職員に周知し、理解を深め、支援指導に役立てる。
ウ 「いじめ対策会議」…必要に応じて随時開催
・ いじめの未然防止に関わる取り組みについて検討し、提案する。
・ いじめ事案発生時等に即時開催し、事態の収束まで随時開催する。

(4) 生徒の主体的な取組

- ① 好ましい人間関係づくりをねらいとした生徒会行事やその取組の推進
- ② いじめの問題についての意見交流等の実施
- ③ 人権啓発・いじめ撲滅等各種イベントへの参加推進

(5) 家庭・地域との連携

- ① 学校いじめ防止基本方針の内容等をホームページに掲載し、周知に努める。
- ② P T Aの各種会議で、いじめの実態や指導方針について説明を行う。
- ③ 授業参観において、保護者や地域住民に道德や特別活動等の授業を公開する。

3 いじめの早期発見のための取組

いじめられている生徒が、教職員や保護者に相談することは、非常に勇気がいる行為である。いじめを大人にうちあけることによって、場合によっては、いじめがエスカレートする可能性があることを十分に認識し、その対応について細心の注意

を払う。

いじめの兆候を発見したときは、関係する教職員で迅速に情報を共有し、適切な対応を行う。

(1) いじめの早期発見のために

- ① いじめや人間関係のトラブルで悩む生徒が相談しやすいよう日頃から教職員と生徒が信頼関係を築けるよう努める。
- ② 日常の観察については、いじめ行為の発見だけでなく、生徒の表情や行動の変化等にも配慮する。
- ③ いじめは大人の見えないところで行われることが多いため、授業中はもとより、部活動や休み時間、放課後においても生徒の様子に目を配るよう努める。
- ④ 遊びやふざけあいのように見えるいじめ、部活動の練習のふりをして行われるいじめなど、把握しにくいいじめについても、日常的に教職員間で情報交換をしながら発見に努める。
- ⑤ いじめの兆候に気づいたときは、教職員が速やかに予防的介入を行う。
- ⑥ 地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。

(2) いじめアンケート及び教育相談の実施

いじめを早期に発見するため、生徒や保護者からの情報収集を定期的に実施する。

- | | |
|------------------------|------------|
| ① 生徒を対象としたアンケート調査 | 年 9 回 |
| ② 保護者を対象としたアンケート調査 | 年 1 回 |
| ③ 教育相談を通じての生徒からの聞き取り調査 | 年 2 回／随時実施 |

(3) 相談窓口の紹介

本校におけるいじめの相談窓口を下記のとおりとする。

- | | | |
|----------------------|-----|-----------------------|
| ① 日常のいじめ相談（生徒及び保護者） | ・・・ | 全教職員が対応 |
| ② スクールカウンセラー、支援員の活用 | ・・・ | 教育相談担当・養護教諭 |
| ③ 地域からのいじめ相談窓口 | ・・・ | 副校長 |
| ④ インターネットを通じたいじめ等の相談 | ・・・ | 所轄警察署 |
| ⑤ 市の相談窓口 | ・・・ | 東山支所 47-4544 |
| ⑥ 24 時間いじめ相談電話（県教委） | ・・・ | 019-623-7830（24 時間対応） |

4 いじめの問題に対する早期対応（いじめ対応は「いじめ対策委員会」が行う）

(1) いじめに対する措置の基本的な考え方

- ① いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、特定の教職員が抱え込むことなく速やかに「いじめ対策委員会」に報告し、組織的な対応をする。
- ② いじめられている生徒及び被害生徒の身の安全を最優先に考え対応する。また、教育的配慮の下、加害生徒に毅然とした態度で指導を行う。
- ③ いじめの問題の解決にあたっては、謝罪や責任を問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格成長に主眼を置いた指導を行うことを大切にする。
- ④ 教職員全員の共通理解のもと、必要に応じて保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応にあたる。

(2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ① いじめを発見したときは、その場でいじめの行為をやめさせ、事実関係を明らかにする。
- ② いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、速やかに「いじめ対策委員

会」を開催し、校長以下すべての教員の共通理解のもと、役割分担をして問題の解決にあたる。

- ③ いじめの事案について、生徒指導の範疇で対応する事案であるか、警察への通報を要する事案であるかを適切に判断する。
- ④ いじめられている生徒や保護者の立場に立ち、関係者からの情報収集を綿密に行い、事実確認をする。
- ⑤ いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒及びその保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ⑥ いじめを受けた生徒が学校生活に不安を抱えている場合、複数の教職員で見守りを行うなど、いじめられた生徒の安全を確保する。また、いじめられた生徒が安心して教育を受けるために必要があると認められるときは、保護者と連携を取りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる等の措置を講ずる。
- ⑦ いじめを受けた生徒の心を癒すために、また、いじめを行った生徒が適切な指導を受け、学校生活に適応していくために、スクールカウンセラーや専門機関と連携を図りながら指導を行う。
- ⑧ 教育上必要があると認めるときは、学校教育法施行規則第 26 条の規定に基づき、適切に生徒に懲戒を加える。

(3) いじめが起きた集団への対応

- ① いじめを見ていた生徒に対して、自分の問題として捉えさせる。
- ② 学級等当該集団で話し合いを行うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、当該集団から根絶しようという態度を行き渡らせる。
- ③ すべての生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりをすすめるよう、教職員全体で支援する。

(4) 警察との連携

犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、一関市教育委員会及び千厩警察署と連携して対処する。

(5) 「ネットいじめ」への対応

- ① インターネット等を通じたいじめの発見や通報があった場合は、「いじめ対策委員会」で情報を共有するとともに、被害の拡大を避けるため、一関市教育委員会と連携し、プロバイダーなどに情報の削除を求める。
- ② 生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに千厩警察署に通報し、適切な援助を求める。
- ③ インターネットへの利用環境について、パソコンやスマートフォン、ゲーム機等が大部分であることから、適切な家庭内の利用環境を構築するように、保護者へ呼びかける。

5 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

- ① いじめにより本校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより本校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(2) 重大事態の報告

- ① 学校は重大事態が発生した場合、速やかに一関市教育委員会に報告する。(重大事態は、即日、首長まで報告が必要な事案である。)
- ② 生徒、または保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして対処する。

(3) 重大事態の調査

◎ 学校が調査の主体となる場合

一関市教育委員会の指導・支援のもと、以下のとおり対応する。

- ① 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査については、本校の「いじめ対策委員会」が中心となり、全職員体制で速やかに行う。
- ② 調査の際には、事態の性質及び必要に応じて、適切な専門家を加えるとともに、いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない第三者の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保する。
- ③ 調査においては、いじめの事実関係を可能な限り網羅し、明確にする。特に、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ④ 調査結果を学校の設置者に報告する。
- ⑤ いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、調査によって明らかとなった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法により情報提供する。ただし、個人情報に関しては十分配慮し、理解を得る。
- ⑥ いじめを受けた生徒及びその保護者の意向を配慮したうえで、保護者説明会等により、適時・適切に保護者に説明するとともに、解決に向けて協力を依頼する。
- ⑦ 「いじめ対策委員会」で再発防止策をまとめ、学校をあげて取り組む。

◎ 一関市教育委員会が調査の主体となる場合

一関市教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査に協力する。

6 その他

(1) 校務の効率化

教職員が生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、組織体制を整え、校務の効率化を図る。

(2) 地域や家庭との連携について

いじめ防止等の方針及び取組は保護者及び地域に公開し、理解と協力を得る。また、より多くの大人が生徒の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

(3) 教職員の研修について

- ① 必要に応じ、定例職員会議において事例をもとに实际的な研修を行う。
- ② 学期末の職員会議で「生徒を語る会」を持ち、生徒理解を図るとともに、不適応やいじめの未然防止および適切な事後対応について研修を行う。

「学校いじめ防止基本方針」に沿った組織対応の構造表

	未然防止	早期発見	早期対応	重大対応
生徒と教師と	子どもたち一人ひとりが確かな居場所となる学級づくり	・教育相談（6月／11月） ・生徒アンケート（月1回）	被害生徒に直接かかわる生徒への学年教師で、事実や関係者の聞き取り実施	【重大事案とは】 ①いじめにより、生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある。 ②いじめにより生徒が相当の期間欠席を余儀なくされている疑いがある。
	お互いを他者として認め、関心を持つ、対話がある班づくり	班長会等の定例化と弱者への配慮と公正な取り組み方の指導	「いじめ対策委員会」の決定方針に則り、被害・加害生徒への対応を実施	
教師間	生徒指導定例会議 （職員会議）	Q U 分析から侵害や承認の認知度が高い生徒に聞き取りする （8／9月）	教育相談期間や日常の休み時間・放課後を利用し、生徒と会話・面談を行い、適切な助言等により改善を図る	【対応順1】 ①全校アンケート実施 ②事案に関わる生徒を組織的に聞き取る ③事実関係を整理し、対応方針をいじめ対策委員会で決定
	「生徒を語る会」 （各学期）	生徒指導上の課題や、不適応等を抱えた生徒の状況情報交流し、全職員全員で共通理解をする。	担任、学年、部活動顧問等の主担当者の役割と組織的な関わり方を具体的にした対策を講じる。職員会議の各学年報告において状況を伝えるときともに、改善のないものは再度検討を行う。	
	「いじめ対策会議」 （随時）	いじめ事案の適切な情報収集（アンケート・生徒観察・通報受理の工夫）	「いじめ対策委員会」が推進 ①事実確認 ②関係生徒を把握 ③対応方針（安全確保、調停、経過観察等）を決定 ④対応教師の組織化 【3か月以内の経過措置】 ①被害生徒の見守り ②被害生徒へ配慮（別室、学級・部活動の移動等） ③加害生徒（出席停止等）	【対応順2】 ①「いじめ対策委員会」の方針を教育委員会へ報告 ②被害生徒と保護者へ個人情報に配慮し、経過と今後の学校の対応を報告
生徒の自治活動	①いじめ問題についての意見交流等の実施 ②人権啓発・いじめ撲滅等各種イベント参加		被害生徒が直接関係する学級・部活動等において、加害者、傍観者すべてに相応の責任があると理解させ、3か月間経過をみる。	【対応順3】 被害生徒と保護者へ今後の対応（学級編成、見守り等）と加害生徒と保護者への指導について理解を得るまで相談する。
保護者・地域連携	①「学校いじめ防止基本方針」をHPで伝える。 ②PTAの会議で、いじめの実態や指導方針について説明を行う。 ③授業参観において、保護者や地域住民に道徳や特別活動等の授業を公開する。	①保護者アンケート（9月） ②保護者への普段の子どもの様子の報告と相談	①「いじめ対策委員会」の方針を被害生徒と保護者に説明し、定期的な経過報告を3か月間実施 ②犯罪行為は、一関市教育委員会及び千厩警察署と連携して対処する。	【対応順4】 ①保護者説明会や指導会等の開催 ②解決に向けて当事者間の調停機会設置 ③被害・加害生徒と保護者との定期的な経過報告を3か月間実施
	＜いじめ対策委員会構成員＞ 校長、副校長、生徒指導主事、学年主任、担任 （スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教務主任、養護教諭、特別支援コーディネーター、学年生徒指導担当）			

「学校いじめ防止基本方針」に沿った組織対応の構造表 2023年4月1日改訂